

高速道路無料措置の適用方法が

「ふるさと帰還通行カード」を利用した方法に変わります

～ お早めの手続きをお願いします ～

国および東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）では、原発避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動支援を目的として、高速道路の無料措置を実施しています。

平成 29 年 12 月 22 日に、高速道路の出口料金所の通行を迅速化するため、新たに顔写真付きの「ふるさと帰還通行カード」を導入する旨の発表がありました。

現在、高速道路の無料措置を受けるためには、出口料金所で通行券と被災証明書等の提示が必要ですが、平成 30 年 7 月 1 日からは出口料金所で通行券と「ふるさと帰還通行カード」の提示が必要となります（被災証明書等では無料措置が受けられなくなります）。

「ふるさと帰還通行カード」の発行にはお申し込みが必要です。次の掲載事項をご確認いただき、利用申込書に顔写真を貼り付けの上、本人確認書面を添えてご提出ください。

●対象者（申込みできる方）

☆東日本大震災発生時に、双葉町に居住していた方（双葉町が発行した被災証明書をお持ちの方）

※上記の本人または同一世帯員の方が申込みすることができます。

同じ建物にお住まいでも住民票上の世帯が異なる場合は、別途委任状が必要になります。

●申込みに必要な書類

1. ふるさと帰還通行カード利用申込書

※申込書については、「ふたばのわ（第 51 号）」（平成 30 年 1 月 15 日発行）に複写式とダウンロード版を 1 部ずつ折り込みしております。申込書は、NEXCO 東日本ホームページ

（http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h29/card/）

からもダウンロードできます。また、折り込みしましたダウンロード版をコピーして使用することもできます。

<申込書記入欄>

- ・ 申込年月日
- ・ お名前
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 現住所（カードの郵送先を記入してください。）
- ・ 電話番号（ご自宅・連絡用）
- ・ 被災時住所（被災証明書の被災時住所を記入してください。）

※カードの発行はNE X C O東日本が行い、申込書に記載された住所にお送りします。

※利用申込書の記入方法等については、「ふるさと帰還通行カード利用申込書」の記入例をご確認ください。

2. カード利用者の顔写真 1枚

- ・ 縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ）
- ・ カラー又はモノクロも可
- ・ 申請日の6ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 正面、無帽、無背景
- ・ 顔写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください

※窓口で顔写真の撮影は行いませんので、申込みされる方はご自身で用意ください。

3. 本人確認書面

【窓口でお申し込みの場合】

利用申込書を提出する際は、次に掲げる本人確認書面（原本）を必ず提示してください。

※ご家族分を申込みされる場合もそれぞれの本人確認書面の原本提示が必要です。

(1) 1種類以上の提示が必要となるもの

- ・ 運転免許証
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 顔写真付きの住民基本台帳カード
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・国または地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書等

(2) 2種類以上の提示が必要となるもの

ア 次に掲げる書類を2種類以上提示が必要となるもの

- ・健康保険証
- ・写真付きでない住民基本台帳カード
- ・国民年金手帳
- ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書
- ・公共機関が発行する証等

イ アに掲げる書類および次に掲げる書類をそれぞれ1種類以上添付が必要となるもの

- ・顔写真付きの学生証
- ・顔写真付きの社員証
- ・国又は地方公共団体が発行した顔写真付きの資格証明書等。ただし、(1)に掲げる本人確認書面を除く。

4. 被災証明書

※窓口でお申し込みの際は、「被災証明書」の提出をお願いします。

【郵送でお申し込みの場合】

郵送の場合は、利用申込書と本人確認書面（原本の写し）、被災証明書（原本の写し）を送付してください。

※複写版の申込書の場合は、「ふるさと帰還通行カード発行事務局」と「福島県内 関係市町村」宛ての2枚を送付してください。また、ダウンロード版の場合は、申込書原本(写真貼付)を2部コピーした後、1部を「お客様控え」とし、申込書原本と申込書のコピー(1部)を送付してください。

●申し込み方法と受付場所

1. 窓口で申込みをする場合

<受付場所>

- ・双葉町役場いわき事務所 総務課
- ・双葉町役場郡山支所 生活支援課
- ・双葉町役場埼玉支所 生活支援課

※受付日時：平日8時30分から17時15分まで

2. 郵送で申込みをする場合

<郵送先>

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19-4

双葉町いわき事務所 総務課

※郵便料は申込者負担となります。

3. 代理人が申請する場合

- ・窓口で本人および同一世帯員以外の方が申し込む場合は、委任状が必要です。
- ・申し込みされる方全員の本人確認書面と、代理人の方の本人確認書面の提示が必要です。

●ふるさと帰還通行カードの有効期限

平成32（2020）年3月31日（火）まで

●その他

- ・双葉町以外の市町村の「被災証明書」をお持ちの方で、東日本大震災発生以降に婚姻等により双葉町の住民となられた方は、「被災証明書」の発行を受けた市町村が受付窓口となりますので、ご注意ください。
- ・申込後、約1～2カ月でNEXCO東日本から「ふるさと帰還通行カード」が簡易書留で郵送される予定です。
- ・ETCレーンは利用できません。出口料金所で「一般」又は「一般／精算機」と表示されたレーンで、通行券と「ふるさと帰還通行カード」を提示してください。

【問い合わせ先】

- ・カード発行に関すること

NEXCO東日本お客様センター

0570-024-024（24時間オペレーターが対応）

または 03-5338-7524

- ・申し込みに関すること

双葉町役場いわき事務所 総務課 ☎0246-84-5201

双葉町役場郡山支所 生活支援課 ☎024-973-8090

双葉町役場埼玉支所 生活支援課 ☎0480-53-7780